

【 諮 問 】

瑞環第 199号
平成30年6月11日

瑞穂市廃棄物減量等推進審議会 会長 様

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

一般廃棄物処理基本計画の策定（改定）について（諮問）

下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 一般廃棄物「ごみ」処理基本計画の策定（改定）について

【諮問要旨】

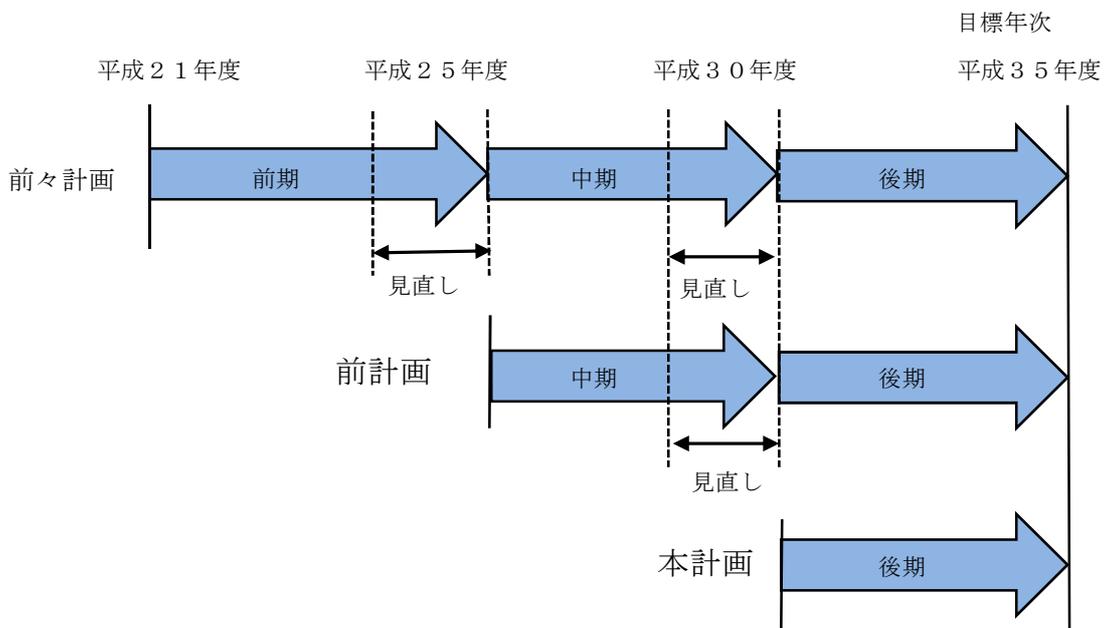
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条」の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられています。

瑞穂市においては、目標年次を平成35年度（第1次目標年次は平成25年度（改定）、第2次目標年次は平成30年度（改定））に設定し、ごみの排出抑制の方策等を掲げた一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「計画」という。）を平成21年3月に策定いたしました。

計画策定後は、計画に掲げる「ごみの排出抑制のための方策に関する事項」を基に、「分別収集区分の統一」や「粗大ごみ処理料金の有料化」を進めてまいりました。これらの方策により、一定の成果は得られたと感じておりますが当市のごみ処理は未だ過渡期にあり、現状にあったごみ処理方法を模索する段階にあります。よって、第2次目標年次の平成31年度を次年度に控え、計画に掲げる事項の進捗状況等を踏まえた上で、平成31年度以降の計画で当市のごみ処理等に関して目標・理想となる未来像を導き出す必要があります。

つきましては、平成31年度以降の瑞穂市における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定（改定）に向けて、貴審議会の意見を求めるものであります。

ごみの減量に向けたご意見をお願いいたします。



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の期間